

令和8年度福岡県中小企業成長投資・賃上げ応援補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和8年度福岡県中小企業成長投資・賃上げ応援補助金（以下「応援補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 応援補助金は、知事が行う商工関係補助金（以下「商工補助金」という。）の交付対象者に対し、賃上げを行う場合に応援補助金を上乘せして交付することで、中小企業の先端成長分野での新たな製品開発や、新商品・サービスの開発、販路開拓などを後押しすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「商工補助金」とは次の各号に掲げる補助金をいう。

- (1) 脱炭素社会実現のための省エネ新製品開発支援補助金
- (2) 福岡県ものづくり企業オープンファクトリー化受入環境整備支援補助金
- (3) 福岡県革新的医療機器研究開発支援事業費補助金
- (4) 福岡県地場産業等活性化補助金
- (5) 福岡県サイクルスタンド整備等補助金
- (6) 新たな観光地域づくり補助金
- (7) 万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金
- (8) 福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金

(交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合、一般社団法人又は一般財団法人であつて、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められる法人のうち、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 前条各号に掲げるいずれかの商工補助金の交付決定を受けた者
- (2) 補助事業終了までに事業場内最低賃金を時間給換算で30円以上引き上げること

2 前各号で規定する中小企業のうち、以下に該当する場合は、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの

(3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(補助対象経費、補助金の額等)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、中小企業が交付決定を受けた第3条各号に掲げるいずれかの商工補助金の補助対象事業で、当該事業を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

2 補助金の額及び補助上限額は別表のとおりとする。

(申請手続)

第6条 中小企業は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第2号により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、補助対象者が次の各号いずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定を受けた第3条各号のうち、該当する商工補助金の全部又は一部が取り消されたとき
- (2) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき
- (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は、法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(概算払)

第9条 本要綱により交付決定を受けた中小企業(以下「補助事業者」という。)が別に交付決定を受けた第3条各号に掲げるいずれかの商工補助金交付要綱において、概算払の規定が設けられているものについては、当該交付要綱の規定を準用し、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第3号により知事に請求しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(事業変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助事業を変更(中止・廃止)しようとするときは、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときは、速やかに様式第5号により知事に報告しなければならない。

(事業遅滞の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号を知事に提出し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、第3条各号のうち、既に交付決定を受けた商工補助金交付要綱において規定する期日までに様式第7号により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の報告を受けた場合には、第3条各号のうち、既に交付決定を受けた商工補助金交付要綱の規定により提出された報告書等と合わせて審査を行い、その成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、補助金の額を確定し、様式第8号により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

らない。

(帳簿書類の検査等)

第17条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、第3条各号のうち、既に交付決定を受けた商工補助金交付要綱の規定を準用する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表（交付要綱第5条の2関係）

第3条各号に掲げる商工補助金の補助対象経費に対して、補助率を2/3又は3/4に置き換えて算出した額から、交付決定を受けた商工補助金の補助額を除いた額を補助金の額とする（千円未満は切り捨てとする）。

ただし、第3条各号に掲げる商工補助金において、補助上限額が適用されている場合は、次に掲げる額を補助金の額とする。

補助金名		補助上限額	
		30円以上60円未満の賃上げを行う場合（補助率2/3）	60円以上の賃上げを行う場合（補助率3/4）
脱炭素社会実現のための省エネ新製品開発支援補助金		1,666千円	2,500千円
福岡県ものづくり企業オープンファクトリー化受入環境整備支援補助金		666千円	1,000千円
福岡県革新的医療機器研究開発支援事業費補助金		1,666千円	2,500千円
福岡県地場産業等活性化補助金	大川インテリア新事業促進	1,000千円	1,500千円
	地場産業展示・普及促進	2,105千円	2,763千円

補助金名		補助上限額	
		30円以上60円未満の賃上げを行う場合（補助率2/3）	60円以上の賃上げを行う場合（補助率3/4）
福岡県サイクルスタンド整備等補助金	サイクルステーション整備事業	6千円	9千円
	サイクリストに優しい宿整備事業	16千円	25千円
	サイクルゲートウェイ整備事業	100千円	150千円
	サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要創出支援事業	333千円	500千円
新たな観光地域づくり補助金	エリアへの誘客が特に高いと認められるイベント・キャンペーン等の新規実施または拡充	1,666千円	2,500千円
	上記以外の補助対象事業	666千円	1,000千円
万葉歌碑による県内周遊推進事業補助金		333千円	500千円
福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金	一般枠	1,000千円	1,500千円
	ユニバーサルツーリズム対応枠	1,666千円	2,500千円